

夜間金庫規定

株式会社 沖縄銀行

第1条 利用目的

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

第2条 利用方法

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、当行所定の入金票および通帳等とともに当行所定の入金袋(以下「入金袋」という)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、入金袋が完全に金庫内の下部に落ち、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ利用記録票を受取ってください。

第3条 利用手数料

この夜間金庫を利用するときは、当行所定の夜間金庫利用手数料をお支払いください。

第4条 預金への受入処理

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、利用者へ連絡の上、下記のように取扱います。
 - ①現金在高による入金の場合
預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。
 - ②入金票記載金額による入金の場合
 - イ 現金不足の場合
・入金票記載金額で預金への受入を行いますので、速やかに銀行窓口へ不足金額をお持ち下さい。
 - ロ 現金過剰の場合
・入金票記載金額で預金への受入を行いますので、速やかに銀行窓口で過剰金額をお受取下さい。なお、現金で受取る場合には当該預金届出印をご持参下さい。
 - ハ この処理をしたうちは、当行の責めによる場合を除き当行はその責任を負いません。

第5条 入金袋等の返却

入金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

第6条 鍵の保管等

- (1) 外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副 2 個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第7条 鍵・入金袋の喪失・き損

外扉用鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または、き損したときは直ちに書面に

よって当店に届出てください。なお、この場合修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

第8条 損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な開扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めにならない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

第9条 反社会的勢力への取引拒絶

この夜間金庫は、第10条第4項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第4項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第10条 解約等

- (1) この契約は、使用者または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 解約の場合には、外扉用鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。
- (3) 依頼人に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行は使用者に通知することなく契約を解約することができます。
 - ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど使用者の責に帰すべき事由によって、当行において使用者の所在が不明となったとき。
 - ④ 相続の開始があったとき
 - ⑤ 手数料の支払を3ヶ月以上遅延または6ヶ月以上にわたり、本サービスの利用が発生しない場合。
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで夜間金庫を明渡してください。
 - ① 借主が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当すること、または、共生者に該当することが判明した場合。共生者とは以下のAからEを指す。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第 11 条 譲渡・転貸等の禁止

- (1) この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。
- (2) 外扉用鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第 12 条 規定の準用

この規定に定めのない事項については当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第 13 条 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上
2020 年 4 月 1 日現在